

「群馬県公文書等の管理に関する条例」の素案について

1 制定の根拠

～文書の管理等に関する法律第34条～

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

2 目的

【基本的な考え方】

公文書は、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源

- ・ 公文書を適正に管理する
- ・ 特定歴史公文書等を適切に保存し県民の利用を促進する



- 県政の適正かつ効率的な運営
- 県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務の履行

3 ポイント

統一的な文書管理	・ 公文書と特定歴史公文書等の管理を同一の条例で規定 ・ 公文書に関する実施機関共通の管理ルールを条例で規定
移管制度の創設	・ 歴史資料として重要な公文書の県立文書館への移管手続きを条例で規定
客観性・透明性の確保	・ 公文書及び特定歴史公文書等の管理状況等の公表
外部有識者の知見の活用	・ 関連規程の整備、特定歴史公文書等の廃棄、審査請求などの重要事項について、外部有識者によるチェックの仕組みを制度化
特定歴史公文書等の利用促進	・ 特定歴史公文書等に係る利用請求権の創設と審査請求制度の整備

4 素案の全文

別添のとおり

5 今後の日程

令和元年10月9日	パブリックコメントの実施（〆切11月8日）
令和2年 2月	令和2年第1回定例県議会で条例案を上程
3月下旬	条例制定 (※外部有識者による第三者委員会を条例制定と同時に設置)
令和3年 4月1日	条例施行